

公布された規則のあらまし

佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則の一部を改正する規則（規則第 28 号）

- 1 建設工事の種類ごと及び等級の区分ごとに入札に参加させることができる基準となる設計価格を改めることとした。（別表関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 29 号）

- 1 独立行政法人通則法の改正等に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 4 条関係）
- 2 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 30 号）

- 1 佐賀県産業廃棄物税の課税免除となるものに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の知事の認定を受けた焼却施設を加えることとした。（第 5 条及び様式第 1 号関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 31 号）

- 1 証紙を貼付できないことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、証紙を願書等に貼付せず、現金等を添えて提出することができることとし、この場合においては、これを受理する機関に証紙の購入及び貼付の委託があったものとみなすこととした。（第 5 条関係）
- 2 佐賀県証紙売りさばき人指定書の再交付の手續及び申請書の様式について定めることとした。（第 10 条の 2 の 2 及び様式第 5 号の 2 関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、一部の規定を除き、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則（規則第 32 号）

- 1 県立学校の統括事務長及び事務長は、支出負担行為等のうちかゝりの長が定める事務に関するものを専決することができることとした。（第 3 条の 3 及び別表第 1 関係）
- 2 本部長は、別に定めるところにより支出負担行為の変更について専決することができることとした。（第 59 条関係）
- 3 外国において支払をする経費（常時の費用に係るものに限る。）の資金前渡について、前渡することができる限度額及び精算の手續の特例を定めることとした。（第 70 条及び第 76 条の 2 関係）
- 4 集中契約除外物品に、災害等に対応するため緊急に購入する必要がある物品を加えることとした。（別表第 5 関係）

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則の一部を改正する規則（規則第 33 号）

1 支出命令書には、請求内容及び支出科目の内訳が確認できる書類を添えなければならないこととした。（第 8 条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。